



金沢市公報

号外第 4 9 号の 2

平成16年(2004年)12月27日

〒920 8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
規 則		教育委員会規則
金沢市規則で定める様式における性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則		金沢市体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則 (教育総務課) 10
(総務課)	1	公営企業管理規程
金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則 (")	4	金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 12
金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境保全課)	9	

規 則

金沢市規則で定める様式における性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第93号

金沢市規則で定める様式における性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市援護規則の一部改正)

第 1 条 金沢市援護規則 (昭和32年規則第19号) の一部を次のように改正する。

別記様式 (その 5) 中

「

氏 名		男 女
-----	--	--------

」を「

氏 名		
-----	--	--

」に、「

M	年 月 日	S
---	-------	---

」を

「

年 月 日

」に、「

心身障害者の 氏 名	男 女
---------------	--------

」を「

心身障害者の 氏 名	
---------------	--

」

に、「

T	年 月 日	S
---	-------	---

」を「

年 月 日

」に改める。

(金沢市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 2 条 金沢市国民健康保険条例施行規則 (昭和34年規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

「

出産児氏名		性 別	男・女
-------	--	-----	-----

」を

「

出産児氏名	
-------	--

」に

改める。

(金沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 金沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和34年規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 3 条関係）

入 院 申 込 書

患 者	フリガナ 氏 名	印	男 女	年 月 日生 (歳)	
	住 所	電話			
	勤 務 先	電話			
申 込 者	フリガナ 氏 名	印	歳	患者と の続柄	
	住 所	電話			
	勤 務 先	電話			
身 元 引 受 人	フリガナ 氏 名	印	歳	患者と の続柄	
	住 所	電話			
	勤 務 先	電話			

上記のとおり入院を申し込みます。

なお、上記の者の入院については、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 入院中は、療養上の指示及び病院の諸規程に従います。また、本人の身上における一切のことは、申込者及び身元引受人において引き受けます。
- 2 入院料その他の費用は、本人、申込者及び身元引受人が連帯して納付します。

年 月 日

(あて先) 金沢市立病院長

(金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 4 条 金沢市老人福祉センター条例施行規則（昭和44年規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

番号	住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
1	金沢市 町 丁目 番 号 番地		年 月 日	
2	金沢市 町 丁目 番 号 番地		年 月 日	
3	金沢市 町 丁目 番 号 番地		年 月 日	
4	金沢市 町 丁目 番 号 番地		年 月 日	

5	金沢市	町	丁目 号	番 番地		年 月 日	
6	金沢市	町	丁目 号	番 番地		年 月 日	
7	金沢市	町	丁目 号	番 番地		年 月 日	
8	金沢市	町	丁目 号	番 番地		年 月 日	

(老人等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 5 条 老人等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和45年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号その 1 中 「

ふりがな 氏 名		男・ 女
-------------	--	---------

」 を 「

ふりがな 氏 名	
-------------	--

」

に改める。

様式第 2 号中 「

年 月 日生	男・女
--------	-----

」 を 「

年 月 日生

」

に改める。

様式第 4 号の 2 中 「

年 月 日	男・女
-------	-----

」 を 「

年 月 日

」

に改める。

様式第 5 号中 「

生年月日 性 別	年 月 日	男 女
-------------	-------	--------

」 を 「

生年月日	年 月 日
------	-------

」 に改める。

(乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 6 条 乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中 「

ふりがな 氏 名		男・ 女
-------------	--	---------

」 を 「

ふりがな 氏 名	
-------------	--

」 に改める。

様式第 2 号中 「

生	性 別
---	-----

」 を 「

生

」

に改める。

様式第 3 号中 「

ふりがな 乳幼児氏名		性 別 男・女
---------------	--	------------

」 を 「

ふりがな 乳幼児氏名	
---------------	--

」

に改める。

(金沢市印鑑条例施行規則の一部改正)

第 7 条 金沢市印鑑条例施行規則（平成 8 年規則第91号）の一部を次のように改正する。

様式第 9 号中 「

氏 名		男・女
--------	--	-----

」 を

「

氏 名	
--------	--

」に改める。

(金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正)

第 8 条 金沢市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号中 「

死亡者氏名・住所		性 別	男・女
----------	--	-----	-----

」を

「

死亡者氏名・住所	
----------	--

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年 3 月31日まで使用することができる。
- 4 この規則の施行の日前に交付された第 5 条の規定による改正前の老人等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定による医療費受給者証及び医療費助成資格通知書は、同条の規定による改正後の老人等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。
- 5 この規則の施行の日前に交付された第 6 条の規定による改正前の乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の規定による乳幼児医療証は、同条の規定による改正後の乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月27日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第94号

金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第 1 条 金沢市狂犬病予防法施行細則（昭和26年規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号中「狂犬病予防技術員に御指定くださるよう」を「狂犬病予防技術員の指定を受けたいので」に改める。

(金沢市し尿処理場に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 金沢市し尿処理場に関する条例施行規則（昭和33年規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「金沢市し尿処理場使用許可申請書」を「金沢市し尿処理場使用申請書」に、「金沢市し尿処理場の使用許可を受けたい」を「金沢市し尿処理場を使用したい」に改める。

(金沢市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 3 条 金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 号様式中「徴収猶予くださるよう」を「徴収猶予を受けたいので」に改める。

(金沢市土地改良事業等委託規則の一部改正)

第 4 条 金沢市土地改良事業等委託規則（昭和35年規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中「着手しますからお届けします」を「着手しますので届け出ます」に改める。

様式第 5 号中「しゅん工しましたからお届けします」を「しゅん工したので届け出ます」に改める。

(金沢市観光会館条例施行規則の一部改正)

第 5 条 金沢市観光会館条例施行規則（昭和37年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「会館使用承認申請書（様式第 1 号）」を「金沢市観光会館使用申請書（様式第 1 号。以下「使用

申請書」という。」に改め、同条第 2 項中「前項の申請書」を「使用申請書」に改める。

第 4 条中「使用承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号その 1 中「金沢市観光会館使用承認申請書」を「金沢市観光会館使用申請書」に改める。

様式第 3 号中「誓約いたします」を「誓約します」に改める。

(金沢市放牧場条例施行規則の一部改正)

第 6 条 金沢市放牧場条例施行規則(昭和38年規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「使用承認申請書」を「使用申請書」に改める。

第 3 条中「使用延長承認申請書」を「使用延長申請書」に改める。

第 1 号様式中「使用承認申請書」を「使用申請書」に改め、「承認くださるよう」を削る。

第 3 号様式中「使用延長承認申請書」を「使用延長申請書」に改め、「承認くださるよう」を削る。

第 4 号様式及び第 5 号様式中「お届けします」を「届け出ます」に改める。

(金沢市財務規則の一部改正)

第 7 条 金沢市財務規則(昭和39年規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

様式第96号中「設置いたしましたからお届けします」を「設置したので届け出ます」に改める。

(金沢市公園条例施行規則の一部改正)

第 8 条 金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 8 号の 5 までを次のように改める。

(1) 公園内行為申請書 様式第 1 号

(2) 公園内許可行為変更申請書 様式第 2 号

(3) 公園施設設置申請書 様式第 3 号

(4) 公園施設管理申請書 様式第 4 号

(5) 公園施設設置(管理)許可事項変更申請書 様式第 5 号

(6) 公園占用申請書 様式第 6 号

(7) 公園占用許可事項変更申請書 様式第 7 号

(8) 金沢市民野球場使用申請書 様式第 8 号

(8)の 2 金沢市民サッカー場使用申請書 様式第 8 号の 2

(8)の 3 金沢市鳴和台市民体育会館使用申請書 様式第 8 号の 3

(8)の 4 旧高峰家・旧検事正官舎使用申請書 様式第 8 号の 4

(8)の 5 卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用申請書 様式第 8 号の 5

第 3 条第 1 項中「使用許可申請書に」を「使用申請書に」に改め、同項第 1 号中「金沢市民野球場使用許可申請書」を「金沢市民野球場使用申請書」に改め、同項第 2 号中「金沢市民サッカー場使用許可申請書」を「金沢市民サッカー場使用申請書」に改め、同項第 3 号中「金沢市鳴和台市民体育会館使用許可申請書」を「金沢市鳴和台市民体育会館使用申請書」に改め、同項第 4 号中「旧高峰家・旧検事正官舎使用許可申請書」を「旧高峰家・旧検事正官舎使用申請書」に改め、同項第 5 号中「卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用許可申請書」を「卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用申請書」に改め、同条第 2 項中「使用許可申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「公園内行為許可申請書」を「公園内行為申請書」に改める。

様式第 2 号中「公園内許可行為変更許可申請書」を「公園内許可行為変更申請書」に改める。

様式第 3 号中「公園施設設置許可申請書」を「公園施設設置申請書」に改める。

様式第 4 号中「公園施設管理許可申請書」を「公園施設管理申請書」に改める。

様式第 5 号中「公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書」を「公園施設設置(管理)許可事項変更申請書」に改める。

様式第 6 号中「公園占用許可申請書」を「公園占用申請書」に改める。

様式第 7 号中「公園占用許可事項変更許可申請書」を「公園占用許可事項変更申請書」に改める。

様式第 8 号中「金沢市民野球場使用許可申請書」を「金沢市民野球場使用申請書」に改める。

様式第 8 号の 2 中「金沢市民サッカー場使用許可申請書」を「金沢市民サッカー場使用申請書」に改める。

様式第 8 号の 3 中「金沢市鳴和台市民体育会館使用許可申請書」を「金沢市鳴和台市民体育会館使用申請書」に改める。

様式第 8 号の 4 中「旧高峰家・旧検事正官舎使用許可申請書」を「旧高峰家・旧検事正官舎使用申請書」に改め

る。

様式第 8 号の 5 中「卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用許可申請書」を「卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用申請書」に改める。

(金沢市駅前広場条例施行規則の一部改正)

第 9 条 金沢市駅前広場条例施行規則 (昭和40年規則第29号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「金沢市駅前広場使用許可申請書」を「金沢市駅前広場使用申請書」に改める。

様式第 1 号の 3 中「金沢市駅前広場使用許可申請書」を「金沢市駅前広場使用申請書」に、「金沢市駅前広場の使用許可を受けたい」を「金沢市駅前広場を使用したい」に改める。

(金沢市勤労者住宅建設資金融資条例施行規則の一部改正)

第10条 金沢市勤労者住宅建設資金融資条例施行規則 (昭和42年規則第20号) の一部を次のように改正する。

第 3 号様式及び第 5 号様式中「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

第 6 号様式中「お届けしました」を「届け出た」に、「申請いたします」を「申請します」に改める。

(金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部改正)

第11条 金沢市老人福祉センター条例施行規則 (昭和44年規則第41号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「団体使用承認申請書」を「金沢市老人福祉センター団体使用申請書」に、「使用承認書」を「金沢市老人福祉センター団体使用承認書」に改める。

第 5 条中「特別室使用許可申請書」を「金沢市老人福祉センター特別室使用申請書」に、「特別室使用許可書」を「金沢市老人福祉センター特別室使用許可書」に改める。

様式第 3 号中「金沢市老人福祉センター団体使用承認申請書」を「金沢市老人福祉センター団体使用申請書」に改める。

様式第 5 号中「金沢市老人福祉センター特別室使用許可申請書」を「金沢市老人福祉センター特別室使用申請書」に改める。

(金沢市消防用設備等設置資金融資条例施行規則の一部改正)

第12条 金沢市消防用設備等設置資金融資条例施行規則 (昭和48年規則第19号) の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「お届けします」を「届け出ます」に改める。

(金沢市宅地分譲に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 金沢市宅地分譲に関する条例施行規則 (昭和48年規則第50号) の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「着手しましたのでお届けします」を「着手したので届け出ます」に改める。

(金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和49年規則第45号) の一部を次のように改正する。

様式第 6 号中「支払を猶予くださるよう」を「支払の猶予を受けたいので」に改める。

様式第 9 号中「違約金を免除くださるよう」を「違約金の免除を受けたいので」に改める。

様式第12号中「償還を免除されたく」を「償還の免除を受けたいので」に改める。

(金沢市福祉作業センター条例施行規則の一部改正)

第15条 金沢市福祉作業センター条例施行規則 (昭和49年規則第63号) の一部を次のように改正する。

第 2 条及び様式第 1 号中「金沢市福祉作業センター使用承認申請書」を「金沢市福祉作業センター使用申請書」に改める。

(金沢市補助金交付事務取扱規則の一部改正)

第16条 金沢市補助金交付事務取扱規則 (昭和51年規則第38号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「、承認されたく」を削る。

(金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部改正)

第17条 金沢市障害児通園施設条例施行規則 (昭和53年規則第12号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「お届けします」を「届け出ます」に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第18条 旅館業法施行細則 (昭和55年規則第45号) の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「、御承認くださるよう」を削る。

(金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の一部改正)

第19条 金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則 (昭和57年規則第36号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「金沢市障害者高齢者体育館団体使用承認申請書」を「金沢市障害者高齢者体育館団体使用申請書」に改める。

様式第 3 号中「金沢市障害者高齢者体育館団体使用承認申請書」を「金沢市障害者高齢者体育館団体使用申請書」に改め、「印」を削り、「金沢市障害者高齢者体育館の使用を承認くださるよう」を「金沢市障害者高齢者体育館を使用したいので」に改める。

(金沢市文化ホール条例施行規則の一部改正)

第20条 金沢市文化ホール条例施行規則(昭和57年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条第 1 項中「金沢市文化ホール使用承認申請書(様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢市文化ホール使用申請書(様式第 1 号。以下「使用申請書」に改め、同条第 2 項中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

第 4 条(見出しを含む。)中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「金沢市文化ホール使用承認申請書」を「金沢市文化ホール使用申請書」に改める。

様式第 2 号中「誓約いたします」を「誓約します」に改める。

(金沢市キゴ山ふれあいの里条例施行規則の一部改正)

第21条 金沢市キゴ山ふれあいの里条例施行規則(昭和63年規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「金沢市キゴ山ふれあいの里使用承認申請書(様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢市キゴ山ふれあいの里使用申請書(様式第 1 号。以下「使用申請書」に改める。

第 5 条中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「金沢市キゴ山ふれあいの里使用承認申請書」を「金沢市キゴ山ふれあいの里使用申請書」に改める。

(金沢卯辰山工芸工房条例施行規則の一部改正)

第22条 金沢卯辰山工芸工房条例施行規則(平成元年規則第54号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「承認手続」を「手続」に改め、同条中「金沢卯辰山工芸工房使用承認申請書」を「金沢卯辰山工芸工房使用申請書」に改める。

様式第 2 号中「金沢卯辰山工芸工房使用承認申請書」を「金沢卯辰山工芸工房使用申請書」に改める。

(金沢市墓地条例施行規則の一部改正)

第23条 金沢市墓地条例施行規則(平成 4 年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び様式第 1 号中「墓地使用許可申請書」を「墓地使用申請書」に改める。

(金沢市斎場条例施行規則の一部改正)

第24条 金沢市斎場条例施行規則(平成 4 年規則第49号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「火葬炉使用許可申請書」を「火葬炉使用申請書」に改め、同条第 2 号中「待合室使用許可申請書」を「待合室使用申請書」に改め、同条第 3 号中「霊安室使用許可申請書」を「霊安室使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「火葬炉使用許可申請書」を「火葬炉使用申請書」に改める。

様式第 2 号中「待合室使用許可申請書」を「待合室使用申請書」に改める。

様式第 3 号中「霊安室使用許可申請書」を「霊安室使用申請書」に改める。

(金沢市キゴ山自然学習館条例施行規則の一部改正)

第25条 金沢市キゴ山自然学習館条例施行規則(平成 5 年規則第47号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「金沢市キゴ山自然学習館研修室使用承認申請書(別記様式。以下「承認申請書」を「金沢市キゴ山自然学習館研修室使用申請書(別記様式。以下「使用申請書」に改める。

第 5 条中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

別記様式中「金沢市キゴ山自然学習館研修室使用承認申請書」を「金沢市キゴ山自然学習館研修室使用申請書」に改める。

(金沢市アートホール条例施行規則の一部改正)

第26条 金沢市アートホール条例施行規則(平成 6 年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条第 1 項中「金沢市アートホール使用承認申請書(様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢市アートホール使用申請書(様式第 1 号。以下「使用申請書」に改め、同条第 2 項中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

第 4 条(見出しを含む。)中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「金沢市アートホール使用承認申請書」を「金沢市アートホール使用申請書」に改める。

(金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部改正)

第27条 金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則(平成6年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「金沢市額谷ふれあい体育館使用承認申請書」を「金沢市額谷ふれあい体育館使用申請書」に改め、同条第2項中「使用承認書」を「使用申請書」に改める。

様式第1号中「金沢市額谷ふれあい体育館使用承認申請書」を「金沢市額谷ふれあい体育館使用申請書」に改める。

(金沢市駅西健康ホール条例施行規則の一部改正)

第28条 金沢市駅西健康ホール条例施行規則(平成6年規則第65号)の一部を次のように改正する。

第3条中「金沢市駅西健康ホール使用承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」を「金沢市駅西健康ホール使用申請書(様式第1号。以下「使用申請書」に改める。

第4条中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第1号中「金沢市駅西健康ホール使用承認申請書」を「金沢市駅西健康ホール使用申請書」に改める。

(金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則の一部改正)

第29条 金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則(平成8年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条中「金沢市松ヶ枝福祉館使用承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」を「金沢市松ヶ枝福祉館使用申請書(様式第1号。以下「使用申請書」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第1号中「金沢市松ヶ枝福祉館使用承認申請書」を「金沢市松ヶ枝福祉館使用申請書」に改める。

(金沢市民芸術村条例施行規則の一部改正)

第30条 金沢市民芸術村条例施行規則(平成8年規則第82号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条中「金沢市民芸術村使用承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」を「金沢市民芸術村使用申請書(様式第1号。以下「使用申請書」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第1号中「金沢市民芸術村使用承認申請書」を「金沢市民芸術村使用申請書」に改める。

(金沢職人大学校設置条例施行規則の一部改正)

第31条 金沢職人大学校設置条例施行規則(平成8年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第4条及び様式第1号中「金沢職人大学校使用承認申請書」を「金沢職人大学校使用申請書」に改める。

(金沢市生きがい情報作業センター条例施行規則の一部改正)

第32条 金沢市生きがい情報作業センター条例施行規則(平成11年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「金沢市生きがい情報作業センター使用承認申請書(様式第2号。以下「承認申請書」を「金沢市生きがい情報作業センター使用申請書(様式第2号。以下「使用申請書」に改め、同条第3項中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第2号中「金沢市生きがい情報作業センター使用承認申請書」を「金沢市生きがい情報作業センター使用申請書」に改める。

(金沢市牧山ガラス工房条例施行規則の一部改正)

第33条 金沢市牧山ガラス工房条例施行規則(平成11年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「金沢市牧山ガラス工房使用承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」を「金沢市牧山ガラス工房使用申請書(様式第1号。以下「使用申請書」に改める。

第3条中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第1号中「金沢市牧山ガラス工房使用承認申請書」を「金沢市牧山ガラス工房使用申請書」に改める。

(金沢市異業種研修会館条例施行規則の一部改正)

第34条 金沢市異業種研修会館条例施行規則(平成11年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「金沢市異業種研修会館利用承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」を「金沢市異業種研修会館利用申請書(様式第1号。以下「利用申請書」に改める。

第4条中「承認申請書」を「利用申請書」に改める。

様式第1号中「金沢市異業種研修会館利用承認申請書」を「金沢市異業種研修会館利用申請書」に改める。

(金沢市おしがはら工房条例施行規則の一部改正)

第35条 金沢市おしがはら工房条例施行規則（平成12年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「金沢市おしがはら工房使用承認申請書（様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢市おしがはら工房使用申請書（様式第 1 号。以下「使用申請書」に改める。

第 3 条中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「金沢市おしがはら工房使用承認申請書」を「金沢市おしがはら工房使用申請書」に改める。

（金沢湯涌みどりの里条例施行規則の一部改正）

第36条 金沢湯涌みどりの里条例施行規則（平成14年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条中「金沢湯涌みどりの里使用承認申請書（様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢湯涌みどりの里使用申請書（様式第 1 号。以下「使用申請書」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号その 1 中「金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センター使用承認申請書」を「金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センター使用申請書」に改め、同様式その 2 中「金沢湯涌みどりの里市民農園使用承認申請書」を「金沢湯涌みどりの里市民農園使用申請書」に改める。

（金沢福祉用具情報プラザ条例施行規則の一部改正）

第37条 金沢福祉用具情報プラザ条例施行規則（平成14年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条中「金沢福祉用具情報プラザ使用承認申請書（様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢福祉用具情報プラザ使用申請書（様式第 1 号。以下「使用申請書」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「金沢福祉用具情報プラザ使用承認申請書」を「金沢福祉用具情報プラザ使用申請書」に改める。

（金沢市リサイクルプラザ条例施行規則の一部改正）

第38条 金沢市リサイクルプラザ条例施行規則（平成15年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条中「金沢市リサイクルプラザ使用承認申請書（様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢市リサイクルプラザ使用申請書（様式第 1 号。以下「使用申請書」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「金沢市リサイクルプラザ使用承認申請書」を「金沢市リサイクルプラザ使用申請書」に改める。

（金沢湯涌創作の森条例施行規則の一部改正）

第39条 金沢湯涌創作の森条例施行規則（平成15年規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条中「金沢湯涌創作の森使用承認申請書（様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢湯涌創作の森使用申請書（様式第 1 号。以下「使用申請書」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「金沢湯涌創作の森使用承認申請書」を「金沢湯涌創作の森使用申請書」に改める。

（ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部改正）

第40条 ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則（平成16年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条中「ITビジネスプラザ武蔵使用承認申請書（様式第 1 号。以下「承認申請書」を「ITビジネスプラザ武蔵使用申請書（様式第 1 号。以下「使用申請書」に改める。

第 3 条（見出しを含む。）及び第 4 条中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号その 1 及びその 2 中「ITビジネスプラザ武蔵使用承認申請書」を「ITビジネスプラザ武蔵使用申請書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年 3 月31日まで使用することができる。

金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第95号

金沢市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自然環境保全条例施行規則（平成5年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第7号ケ中「第4条第6項に掲げる」を「第5条第6項に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月27日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第12号

金沢市体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則

（金沢市体育施設条例施行規則の一部改正）

第1条 金沢市体育施設条例施行規則（昭和34年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「金沢市総合体育館使用承認申請書」を「金沢市総合体育館使用申請書」に、「金沢市体育施設使用承認申請書」を「金沢市体育施設使用申請書」に改め、同条第2項中「使用承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第1号中「金沢市総合体育館使用承認申請書」を「金沢市総合体育館使用申請書」に改める。

様式第1号の2中「金沢市体育施設使用承認申請書」を「金沢市体育施設使用申請書」に改める。

（金沢市中央公民館使用料条例施行規則の一部改正）

第2条 金沢市中央公民館使用料条例施行規則（昭和38年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「金沢市中央公民館使用承認申請書（第1号様式。以下「承認申請書」を「金沢市中央公民館使用申請書（第1号様式。以下「使用申請書」に改める。

第2条中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

第1号様式中「金沢市中央公民館使用承認申請書」を「金沢市中央公民館使用申請書」に改める。

（金沢市女性センター条例施行規則の一部改正）

第3条 金沢市女性センター条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「金沢市女性センター使用承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」を「金沢市女性センター使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」に改める。

第2条の2中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第1号中「金沢市女性センター使用承認申請書」を「金沢市女性センター使用申請書」に改める。

（金沢市文化財保護条例施行規則の一部改正）

第4条 金沢市文化財保護条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第5号の2までの規定中「お届けします」を「届け出ます」に改める。

様式第6号中「申請いたします」を「申請します」に改める。

（金沢市長町研修館条例施行規則の一部改正）

第5条 金沢市長町研修館条例施行規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条中「金沢市長町研修館使用承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」を「金沢市長町研修館使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第1号その1中「金沢市長町研修館使用承認申請書」を「金沢市長町研修館使用申請書」に改め、同様式その2中「金沢市長町研修館使用承認申請書（松声庵用）」を「金沢市長町研修館使用申請書（松声庵用）」に改める。

（金沢市長土堀交流館条例施行規則の一部改正）

第6条 金沢市長土堀交流館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「金沢市長土堀交流館使用承認申請書（別記様式。以下「承認申請書」を「金沢市長土堀交流館使用申請書（別記様式。以下「使用申請書」に改める。

第 5 条中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

別記様式中「金沢市長土塀交流館使用承認申請書」を「金沢市長土塀交流館使用申請書」に改める。

(金沢市キゴ山天体観察センター条例施行規則の一部改正)

第 7 条 金沢市キゴ山天体観察センター条例施行規則(平成10年教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条中「金沢市キゴ山天体観察センター宇宙科学工房等使用承認申請書(様式第 2 号。以下「承認申請書」を「金沢市キゴ山天体観察センター宇宙科学工房等使用申請書(様式第 2 号。以下「使用申請書」に改める。

第 6 条(見出しを含む。)中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 2 号中「金沢市キゴ山天体観察センター宇宙科学工房等使用承認申請書」を「金沢市キゴ山天体観察センター宇宙科学工房等使用申請書」に改める。

(金沢市キゴ山少年自然の家条例施行規則の一部改正)

第 8 条 金沢市キゴ山少年自然の家条例施行規則(平成10年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「金沢市キゴ山少年自然の家使用承認申請書(様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢市キゴ山少年自然の家使用申請書(様式第 1 号。以下「使用申請書」に改める。

第 4 条中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「金沢市キゴ山少年自然の家使用承認申請書」を「金沢市キゴ山少年自然の家使用申請書」に改める。

(金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正)

第 9 条 金沢市スポーツ広場条例施行規則(平成12年教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「承認申請」を「申請」に改め、同条中「金沢市スポーツ広場少年野球場等使用承認申請書(様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢市スポーツ広場少年野球場等使用申請書(様式第 1 号。以下「使用申請書」に改める。

第 4 条(見出しを含む。)中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号その 1 中「金沢市スポーツ広場少年野球場等使用承認申請書」を「金沢市スポーツ広場少年野球場等使用申請書」に改め、同様式その 2 中「金沢市戸室スポーツ広場市民農園使用承認申請書」を「金沢市戸室スポーツ広場市民農園使用申請書」に改める。

(金沢市青少年野外体験施設条例施行規則の一部改正)

第10条 金沢市青少年野外体験施設条例施行規則(平成12年教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「金沢市青少年野外体験施設使用承認申請書(様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢市青少年野外体験施設使用申請書(様式第 1 号。以下「使用申請書」に改める。

第 4 条中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「金沢市青少年野外体験施設使用承認申請書」を「金沢市青少年野外体験施設使用申請書」に改める。

(金沢市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正)

第11条 金沢市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成15年教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項及び様式第 3 号中「学校施設開放利用許可申請書」を「学校施設開放利用申請書」に改める。

(金沢市教育プラザ富樫条例施行規則の一部改正)

第12条 金沢市教育プラザ富樫条例施行規則(平成15年教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「承認手続」を「手続」に改め、同条第 1 項中「金沢市教育プラザ富樫地域教育センター体育館使用承認申請書(様式第 1 号。以下「承認申請書」を「金沢市教育プラザ富樫地域教育センター体育館使用申請書(様式第 1 号。以下「使用申請書」に改め、同条第 2 項中「承認申請書」を「使用申請書」に改める。

様式第 1 号中「金沢市教育プラザ富樫地域教育センター体育館使用承認申請書」を「金沢市教育プラザ富樫地域教育センター体育館使用申請書」に改める。

附 則

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用す

ることができる。

- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、金沢市教育委員会が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年12月27日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第20号

金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

金沢市ガス工作物保安規程（昭和47年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「、ガス精製設備」を削る。

第15条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第32条第1項中「地震」の次に「、津波」を加える。

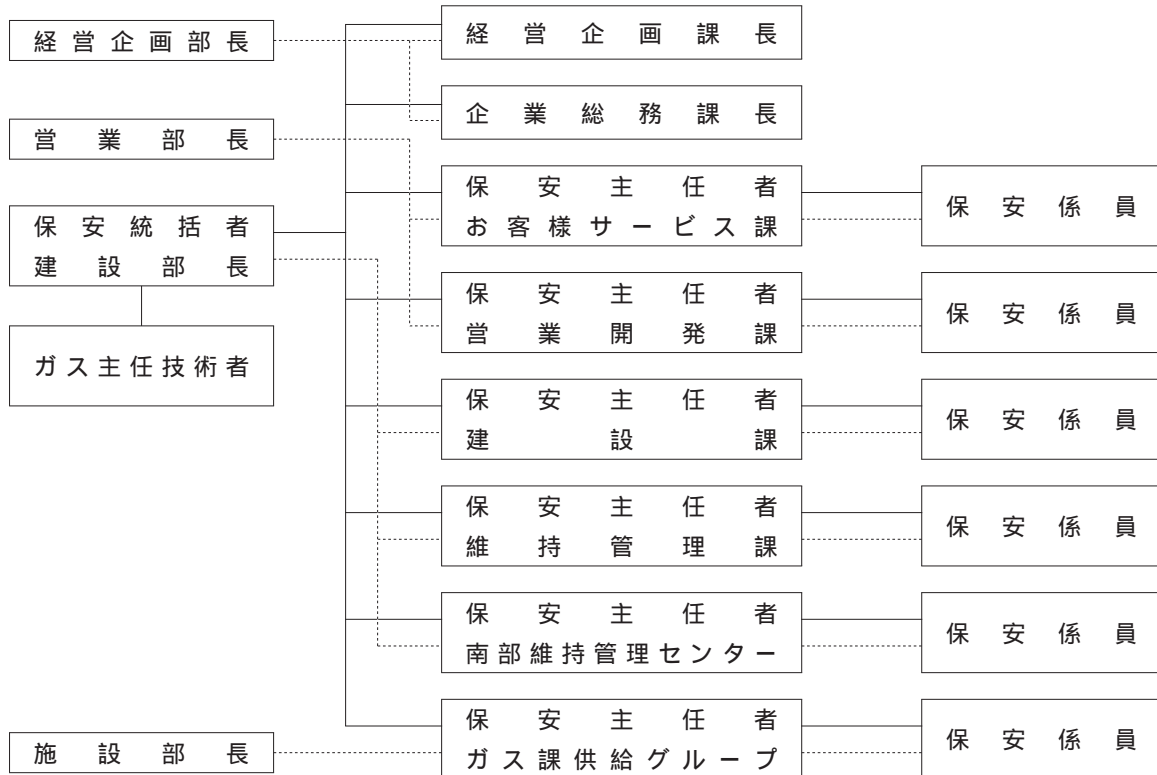
第34条第5号中「及びカス精製設備」を削る。

別表第1を次のように改める。

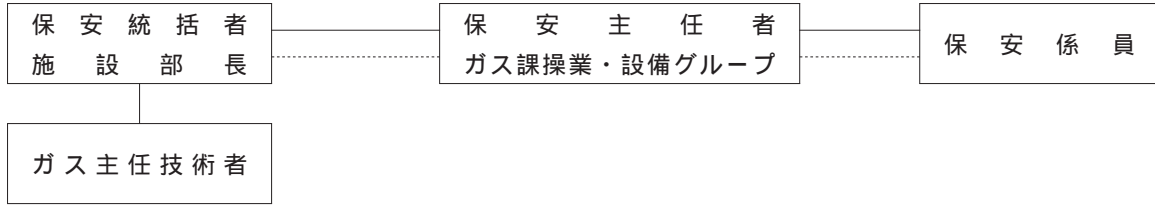
別表第1（第3条の2関係）

保安管理組織

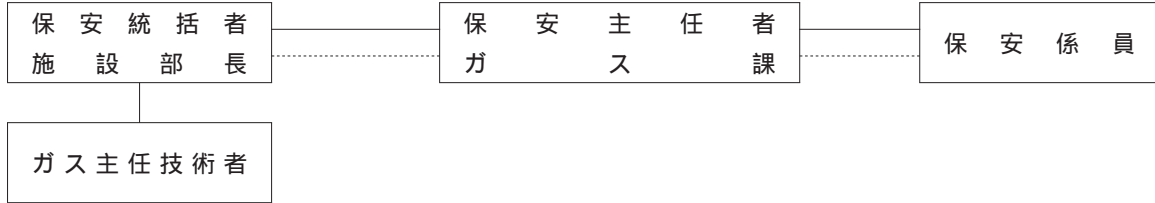
1 導管を管理する事業所



2 港エネルギーセンター



3 松寺町住宅特定製造所



————— 保安業務の系統を示す。

..... 職制上の命令系統を示す。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第12条関係)

巡視、点検及び検査の頻度及び内容

設 備 名	最高使用圧力の区分	巡視、点検及び検査の頻度		巡 視、 点 検 及 び 検 査 の 内 容
		区 分	頻 度	
ガス発生設備 (特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。)	中圧	巡視・点検	1日に1回以上	(巡視及び点検) 1 外観による変形、破損等の有無 2 臭気又はガス検知器による漏えいの有無
		検 査	25月に1回以上	
ガスホルダー	中圧	巡視・点検	7日に1回以上	3 計測器等による温度及び圧力の確認並びに当該工作物の最高使用温度及び最高使用圧力との対比
		検 査	25月に1回以上	
附帯設備 (液化ガスを通ずるものを除く。)	中圧	巡視・点検	7日に1回以上	4 自動操縦装置及び遠隔操作機構の作動の確認 5 回転機器類の定格出力との対比
		検 査	(注1) (注2) 25月に1回以上	
附帯設備 (液化ガスを通ずるものに限る。)	-	巡視・点検	1日に1回以上	6 作動部の凍結の有無 7 目視、液面計等による液面の確認 (検査) 1 外観検査 (必要に応じ、カラーチェック、磁粉探傷、超音波探傷等) による損傷の有無 2 ガス発生設備 (液化ガスの気化器のみでガスを発生するものを除く。) については、開発による内部検査 3 安全弁の損傷の有無 (必要に応じ、その機能の確認) 4 自動保安機構の作動性 (必要に応じ、警報装置及び計測装置の校正) 5 回転機器類の振動 6 ガスホルダー並びに貯蔵容量が1,000キロリットル以上の液化ガス用貯蔵及び
		検 査	(注1) 13月に1回以上	

				可燃性液体（液化ガスを除く。）のタンクの基礎レベルの確認	
導管	中圧及び低圧	検 査	技術基準第51条による。	(巡視及び点検) 整圧器については、臭気又はガス検知器による漏えいの有無及び圧力計による圧力の異常の有無 (検査)	
	特定地下街等及び特定地下室等	検 査			
整圧器	-	巡視・点検	(注3) 1月に1回以上	導管については、技術基準第51条及び解釈例等による方法による漏えい検査	
整圧器（入口に不純物を除去する装置がある整圧器であって、一の使用者にガスを供給するためのもの並びに整圧器及び不純物を除去する装置の異常時に供給安定性が確保できるもの(注4)を除く。)	-	検 査	分解点検 入口に不純物を除去する装置がない整圧器 14月に1回以上 最高使用圧力が0.3メガパスカル未満で、入口の内径が60ミリメートル以下の整圧器及び不純物を除去する装置であって、道路の平行して埋設されている導管からガスの使用者が所有し、又は占有する建物に引き込むための導管上に設置されたもの 124月に1回以上 (注5)		
不純物を除去する装置（一の使用者にガスを供給するための整圧器の入口にあるもの並びに整圧器及び不純物を除去する装置の異常時に供給安定性が確保できる整圧器の入口にあるもの(注4)を除く。)	-	検 査	その他の整圧器及び不純物を除去する装置 76月に1回以上 (注5)		
昇圧供給装置	高圧	検 査	14月に1回以上	(検査) 解釈例等による方法による点検	
特定ガス 工作物	特定ガス 発生設備	-	巡視・点検	(注6) 容器の交換の都度 7日に1回以上	(巡視及び点検) 1 外観による変形、破損等の有無 2 臭気又はガス検知器による漏えいの有無及び圧力計による圧力の異常の有無

			検 査	1年に1回以上	3 液面の確認 4 高圧ホース又は連絡管の異常の有無 5 その他 (検査) 発砲液によるガス漏えいの有無 (集合装置のみ)
	調査装置	-	巡視・点検	(注6) 7日に1回以上	(巡視及び点検) 1 作動状況の確認 2 臭気又はガス検知器による漏えいの有無
			検 査	1年に1回以上	(検査) 1 性能検査及び作動状況の検査 2 その他

- (注1) 1 不活性ガス等を通ずる設備の場合は、必要に応じ検査を行う。
 2 天然ガス等を通ずる熱交換器及び熱量調整装置に属する容器の場合は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 年間の運転時間が2,000時間以内のときは、37月に1回以上検査を行う。
 (2) 年間の運転時間が2,000時間を超えるときは、25月に1回以上検査を行う。
- (注2) ガス圧縮機の場合は、必要に応じ検査を行う。
- (注3) 整圧器の巡視及び点検にあつては、整圧器からの漏えい及び圧力を測定できる遠隔監視装置が設置されている場合は、当該遠隔監視装置による監視に置き換えることができる。
- (注4) 整圧器及び不純物を除去する装置の異常時においても供給の継続が可能で、かつ、2次側の圧力上昇を防止できる装置が設置されているものをいう。
- (注5) 整圧器の長期性能が確認されたものについては、点検の頻度をその長期性能を満足させる範囲内に置き換えることができる。
- (注6) 特定製造所のさくの損傷、塀の損傷、連絡先を記載した表示の損傷、屋根の損傷、障壁の損傷等について、必要に応じ点検する (特定製造所の周囲で工事が実施される場合においても、当該特定製造所への影響の有無について、必要に応じ点検する。)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成16年(2004年)12月27日 印刷
平成16年(2004年)12月27日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚 4 丁目 166 番地
印刷所 石川県金沢市玉銚 4 丁目 166 番地

定価 100円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄